

2024 年度 運輸安全報告書

目次

1. ..輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）	2
2. ..輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況	3
3. ..事故に関する統計.....	3
4. ..輸送の安全のための取り組み状況.....	4
5. ..輸送の安全を確保するための体制.....	5
6. ..輸送の安全に関する教育及び研修.....	6
7. ..輸送の安全に係る内部監査	8
8. ..安全管理規程.....	10
9. ..安全統括管理者	15

1. 輸送の安全に関する基本方針

基本方針

安全の確保が最も重要な事業基盤であることを認識し、これにおける取組みを最優先に行う。

取組みは常時見直しを行い、全社員が常日頃から意識した行動を行う。

安全方針

1. 安全運転を第一とし、法令順守し、基本に忠実に日々業務を遂行すること。
2. 車両の整備・始業点検を的確かつ厳正に行うこと。
3. 点呼において、安全意識を常に心掛けること。
4. 教育を通じて日々安全への啓蒙、関心を高めること。
5. 万が一重大事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関への連絡をとること。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

2024 年度安全目標

- ・法令・規則の遵守
- ・従業員の安全に対する意識水準の向上
- ・自損事故 0 件

達成状況

人身事故 0 件

物損事故 0 件

自損事故 0 件

違反事故 0 件

3. 事故に関する統計（自動車事故報告規則第 2 条に基づく件数）

事故件数（2024 年度） 0 件

該当する事故は発生していません。

4. 輸送の安全のための取り組み状況

2024年度は下記の施策について取り組んで参りました。

1 輸送の安全に関する指導教育

- (1) 半年に1度のドライブレコーダーの記録を用いた研修
- (2) 事故再発防止策の協議
- (3) 外部機関等が行う研修への参加

2 輸送の安全を支える投資

- (1) 古タイヤを新タイヤへ買換え
- (2) 高圧洗浄機の新設置

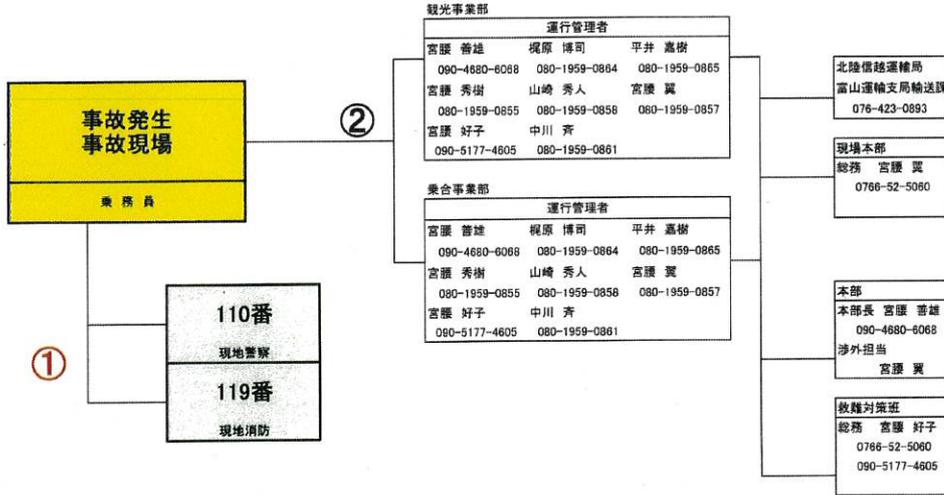


5. 輸送の安全を確保するための体制

令和7年3月31日

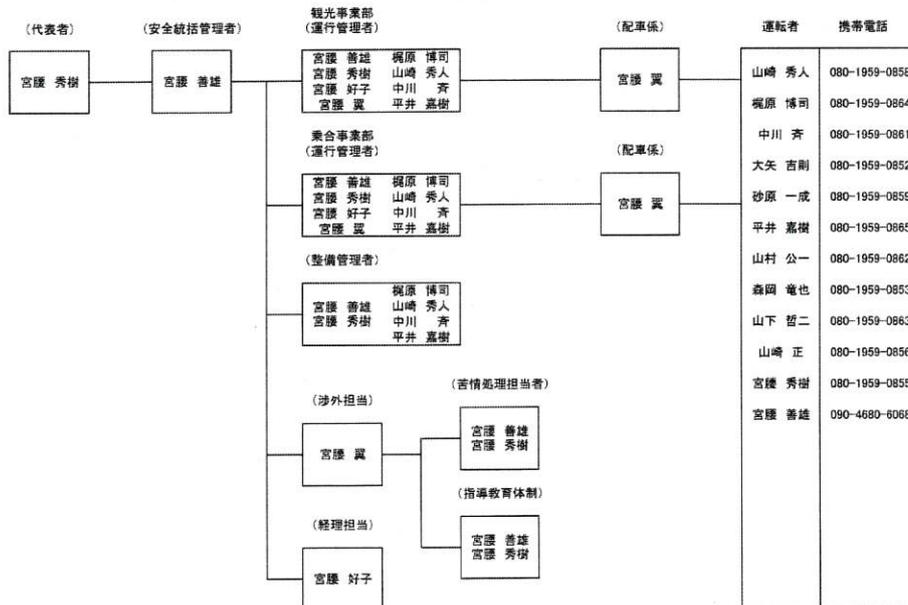
バス事故及び緊急事態発生対策設置図

株式会社 三島野 観光
 富山県射水市二口2303-2
 TEL 0766-52-5060
 FAX 0766-52-6810



営業所の管理体制

令和7年3月31日



6. 輸送の安全に関する教育及び研修 貸切初任運転者に対する教育

運転者 A

実施日程 2024年9月20～25日・12月9日

実施ルート 運行する可能性のあるエリア

車種区分 大型バス

指導内容 ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項

②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

④危険の予測及び回避

⑤ASV 車輛の適切な運転方法

⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

⑦安全運転の実技

指導員の指導歴 指導員 A 30年 指導員 B 15年 指導員 C 10年

運転者 B

実施日程 2025年1月16日～23日

実施ルート 運行する可能性のあるエリア

車種区分 中型バス

- 指導内容
- ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
 - ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - ③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
 - ④危険の予測及び回避
 - ⑤ASV 車輛の適切な運転方法
 - ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
 - ⑦安全運転の実技

指導員の指導歴 指導員 A 30年 指導員 B 15年 指導員 C 10年



7. 輸送の安全に係る内部監査

1 監査目的

経営トップ及び安全統括管理者に対して、それぞれの安全に関する責務についての遂行状況をヒアリングして、全社部門に反映させることを目的としています。また、現事業実施部門にも安全に関する監査を実施して、明らかになった課題や問題点に対して原因を究明し、是正処理及び予防措置を取ることで安全管理体制の改善を図ることを目的としています。

2 被監査部門

経営トップ及び安全統括管理者

現事業実施部門

3 監査項目

経営トップ及び安全統括管理者に対して、安全に関するヒアリングを実施しました。

現事業実施部門に対しては、始業及び終業点呼時におけるアルコール

検査が適切に行われているかの確認、運転者台帳や指導記録簿が適切に記載されているかの確認、運転者に対する面談を適宜実施しているかの確認を行いました。

4 監査結果報告

内部監査によって作成されました監査報告書に基づき、経営トップ及び安全統括管理者に対してのヒアリング後、重点監査項目についての所見や改善事項についての報告がありました。

8. 安全管理規程

安全管理規定

株式会社 三島野觀光

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社のバス事業全般に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 経営者は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

また、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する計画を策定し、これを的確に実施すること。
6. 関連企業及び関係各所が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制)

(経営者の責務)

第7条 経営者は、輸送の安全の確保に関し、最終的な全責任を有する。

1. 経営者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築など必要な措置を講じる。
2. 経営者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
3. 経営者は、輸送の安全の確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の企業統治を的確に行う。

一安全統括管理者

二運行管理者

三整備管理者

輸送の安全に関する組織訂正及び命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 旅客自動車運送事業規則第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

1. 国土交通大臣の解任命令出されたとき。
2. 病気その他やむを得ない事由により職務を行うことが困難になったとき。
3. 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者が輸送の安全の確保に支障をおよぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹

底すること。

2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を建築し、周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営者に報告する。
6. 経営者に対して、輸送の安全の確保に関し、必要な改善の措置を講ずること。
7. 運行管理者を統括管理すること。
8. 整備管理者を統括管理すること。
9. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行う。
10. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の伝達、共有)

第12条 経営者と現場、運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性をそこなうような事態を発見した場合には、見過ごしたりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害が発生した場合における報告連絡体制は別に定めるところによる。

1. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
2. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一報の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害などの後の対応が円滑に進むよう必要な支持を行う。
3. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害があった場合は、国土交通大臣に必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するために、必要となる人材教育のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状態を点検するため、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部監査を実施する。

重大な事故や災害が発生した場合や、同種の事故、災害が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。

安全統括管理者は内部監査が終了した場合にはその結果を改善すべき事項が認められた場合には内容を速やかに、経営者に報告し、当面必要となる是正措置又は要望措置を講ずる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や、改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、是正措置又は予防措置を講ずる。

悪質な法令違反などにより重大事故を起こした場合は、安全対策全般において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達及びその他の組織体制、教育及び研修の実施状況、内部監査の結果並びにそれに講じた及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度経過後100日以内に外部に対し公表する。

事故発生後における再発防止策等、行政処分後に郵送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規定は、業務に実態に応じ、定期的に見直しを行う。

輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営者に報告した是正措置又は予防措置を記録し、適切に保存する。

記録、保存の方法は別に定めること。

9. 安全統括管理者

選任日 平成 25 年 10 月 5 日

代表取締役会長 宮腰 善雄